

Interview

日本接着剤工業会の活動と、 化学物質管理の取り組みについて

日本接着剤工業会

専務理事 三重野 謙三 (みえの けんぞう)

環境安全委員長 齋藤 敦 (さいとう あつし)

接着剤は、家庭や職場において日頃から便利に使用されており、またあらゆる産業の場面において欠かすことの出来ない機能や働きを発揮して現代社会を支えています。われわれの暮らしの中で陰に日にそうした八面六臂の活躍をしている接着剤ですが、“化学物質”として扱われる際には特有の管理が求められることも事実です。今月号では、業界団体である日本接着剤工業会の三重野氏、齋藤氏のお二人より、最近の動向や課題となっていることも織り交ぜながら、化学物質管理に関わる話題を中心に、工業会の主要な取り組みについてご紹介をいただきました。

日本接着工業会の事業内容について

—— 本日は、日本接着工業会様のお取り組みについてお話を伺いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。早速ながら、はじめに貴会の設立趣旨や主な事業内容について、ご紹介をいただけますでしょうか。

三重野 本日はどうぞよろしく願いいたします。それでは、当会の概要と活動について、簡単にご説明をいたします。設立いたしましたのは1966年(昭和41年)6月23日です。法人格はなく、事業者団

体の工業会としてスタートいたしました。現在は、製造メーカーを中心とした正会員86社、また、原料メーカー・機械メーカー・商社等によるに賛助会員35社にご所属いただいております。

なお、当会のモットーとして、設立当初より7つのキーワードを掲げて活動に取り組んで参りました(図表1)。

図表1 日本接着工業会のモットー

環境	Environment
安全	Safety
品質	Quality
規格	Standard
情報	Information
教育	Education
共生	Symbiosis

当会の組織図ですが、図表2のとおりです。また、主な事業内容につきましては、以下、順を追ってご説明いたします。

1. 生産調査の実施

生産の動向の速報を見るという意味合いから、会員を対象に毎年4半期ごとの接着剤の生産調査をし、公表しています。また、平成11年からは、経済産業省よりの依頼もあり、会員・非会員を問わず年に1回接着剤業界全体の接着剤生産実態調査をし、公表しています。

2. 標準化の推進

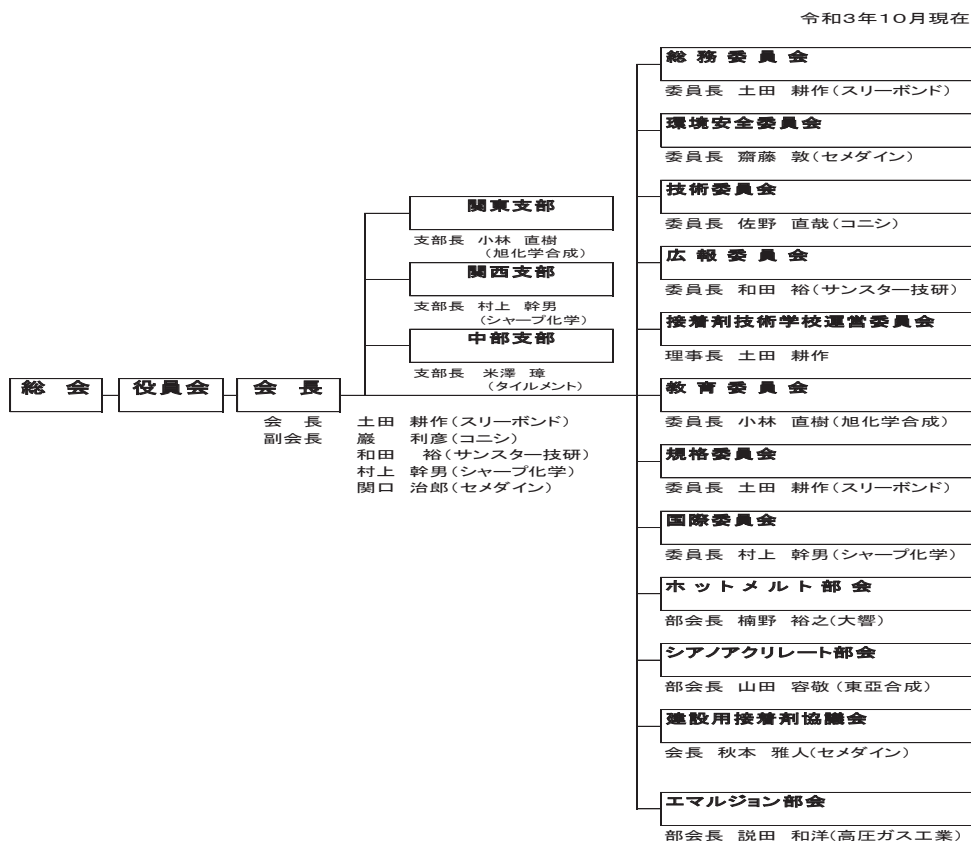
接着剤に関するJIS原案の作成、JAI規格(日本接着剤工業会規格)の作成、JAIマーク表示等、標準化の推進に取り組むとともに、その改定作業の対応をしています。最近では、ISOの作成にも着手しています。

3. 接着剤の認定

ノンホルムアルデヒド(F☆☆☆☆(エフ・フォーostar))製品や4VOC基準適合製品、また製本用難細裂化ホットメルト接着剤の認定を行っています。認定後はJAIA登録(日本接着工業会への登録)をし、番号を付与しています。こちらの詳細は、また後程ご紹介いたします。

4. 技術の振興

技術に関する情報の提供等をしています。そうした活動を通じ、接着工法の研究とその確立を図っています。



図表2 日本接着工業会組織図

5. 環境安全対策

接着剤に関する安全衛生や環境問題に対応して、各種の対策を検討し、推進しています。

6. 接着に関する教育活動

接着技術学校、接着剤入門講座等を開設し、接着に関する教育活動を推進しています。通信講座を主体とするもので、1年ごとに受講生を募っています。

7. 国際交流

世界接着剤会議(WAC)及びアジア地域接着剤会議(ARAC)への参加や論文発表などの活動です。WACやARACについては、後程ご紹介をいたします。

8. その他の事業

2010年3月10日に、9月29日を“接着の日”として日本記念日協会に登録・制定いたしました。また、2015年からは、オリジナルの小冊子「接着剤の使い方」を全国の小学校に紹介し、配布しています。当初30,000部を配布することでスタートして、昨年2021年には80,000部を配布するまでに数を増やしてきています。加えて、2019年からは、小学生を対象とした接着の日にポスターコンクールを開催しており、初年度が30作品の応募、昨年2021年は470作品まで、こちらも数を増やしております。会長賞、優秀賞、特別賞と、それぞれ賞状と商品を授与しているところです(図表3)。



図表3 小冊子「接着剤の種類」とポスターコンクール会長賞(2020年、2021年)

接着剤の種類と用途、生産・出荷量について

—— どうもありがとうございました。ここで、基本的なことではありますが、接着剤にはどのような種類があって、どのような成分から出来ているのか、またどのようなところで主に使われているのかのご紹介をいただけますでしょうか。

三重野 こちらのような部類で分けるのが一般的です(図表4)。先程申しましたとおり、われわれは生産調査の実施を行っております。2020年度のものですが、カウントした生産量と出荷量についてもお示ししてお

きたいと思います(図表5)。同じく用途別出荷量です(図表6)。いずれも、残念ながらコロナ禍の影響で前年比を下回っています。

なお、図表5にある「ホルマリン系」というのは、合板などに使われている接着剤です。「感圧型」というのは、塗ってから直ぐに接着するタイプの接着剤のことです。また「その他」のところですが、ここでは建築材のシーリング材を除いた自動車用シーリング材などをカウントしています。

図表4 接着剤の種類

溶媒蒸発形	水性系	水溶性形	天然物系	でんぷん, アラビアゴム
			合成物系	CMC, PVA
		エマルジョン形(ラテックス形)	天然物系	天然ゴムラテックス
			合成物系	酢ビEm, アクリルEm, EVAEm
	有機溶剤形	ゴム系	合成ゴムラテックス	
		合成物系	酢ビ樹脂(共重合物), セルロース系	
化学反応硬化形	常温反応形	一液形	天然物系	うるし, カゼイン, 大豆たん白
			合成物系	シアノアクリレート, アクリル, シリコーン, 変成シリコーン(MS), ウレタン(PU)
	熱反応形	硬化剤配合形		ユリア樹脂, エポキシ(EP), MS, PU, シリコーン, 不飽和ポリエステル
		一液形	加熱硬化フェノール樹脂系, シリコーン, 不飽和ポリエステル系, EP	
			硬化剤配合形	
		熱溶融形	天然物系	ニカフ, アスファルト
合成物系	EVA, ポリアミド系, 熱可塑性エラストマー(SIS, SBS)			

図表5 接着剤の生産量・出荷量(2020年)

接着剤の種類	生産量(トン)	出荷量(トン)
ホルマリン系	222,885	185,059
溶剤形	33,310	33,503
水性形	217,413	219,079
ホットメルト形	103,303	102,889
反応型	92,221	91,552
感圧型	126,026	107,269
その他(水溶性、工業用シーリング材)	56,032	56,536
合計	851,190	795,887

マイクロプラスチックの 規制動向

(株)資生堂

グローバル規制部 グローバル規制グループ

岩城 はるひ (いわき はるひ)

はじめに

プラスチックは軽量で耐久性に富み安価に生産できるために、身の回りの至るところで使用されており日常生活に欠かせないものとなっている。一方で、多くのプラスチック製品は使い捨て前提で作られており、使用後に適切に廃棄や処理がされなければ環境中に流出してしまう。環境中に流出した場合にはその堅牢性が不利な点となる。

2015年時点において、1950年以降に生産されたプラスチックは83億トンを超えており、このうち63億トンがゴミとして廃棄されている。回収されたプラスチックゴミの約79%が埋め立て、あるいは海洋等へ投棄され、リサイクルされているプラスチックは9%に過ぎない。このままのペースでは、2050年までに120億トン以上のプラスチックが埋め立てまたは投棄されると推計されている¹⁾。

陸で発生したプラスチックゴミは最終的には河川などから海へと流れ込む。海に流出したプラスチックは波や風に揺られ、太陽光(紫外線)にあたり、やがて細かい破片に砕ける。このようにして生じた小さなプラスチック粒子または破片をマイクロプラスチックと呼ぶ。

マイクロプラスチックとは、多くの場合直径5mm

未満のプラスチック粒子を指す。サイズが小さいために生物に容易に摂取または吸入され得る²⁾。そのため脆弱な生態系(サンゴ礁、深海、極地など)、多様な生物(プランクトンから大型海洋哺乳類までの海洋生物)および人間の健康に悪影響を及ぼすといわれており、プラスチックの環境への放出による陸域および海洋の生態系への経済的影響は甚大であるといわれている。

海洋のマイクロプラスチック汚染は、1960年代から1970年代にはすでに観測されていた^{3,4)}。そのため、近年のプラスチック生産量の増加を考えると海洋のマイクロプラスチック汚染も増加していると考えるのが妥当である。Eriksen氏らによると、少なくとも5.25兆個のプラスチック粒子(0.27万トン)が世界の海洋に浮遊していると推定されている⁵⁾。

近年、プラスチックを誤飲した海洋生物や、プラスチックゴミに絡まる海洋生物などのセンセーショナルな写真や映像とともに、プラスチックの環境への排出がコントロールされないまま増え続けていることが国内外で大きな問題として取り上げられている。国連やG20、EU議会等でプラスチック使用抑制の議論が始まり、具体的な数値目標も検討され⁶⁻⁸⁾、今後様々な取り組みが実行されると思われる。

本稿では、まずマイクロプラスチックと呼ばれる小さなプラスチック粒子の概要を示し(第1章)、規制化

が先行している化粧品を例としてその経緯をまとめる(第2章)。さらにEUで議論が始まったマイクロプラスチックの規制動向の概要について述べる(第3章)。

1. マイクロプラスチックとは

1.1 マイクロプラスチックの歴史

マイクロプラスチックは2004年の論文「Lost at Sea: Where is All the Plastic?」⁹⁾中でプリマス大学のRichard C. Thompson氏によって造られた用語で、この論文の中で大きなプラスチックが断片化して小さなプラスチック片になり大規模に蓄積している可能性が示唆された。

マイクロプラスチックは海洋生物に摂取されやすく、海洋生物の繁殖や成長の問題に関連することから、マイクロプラスチックとその環境影響の研究は主に海洋科学者により実施されてきた。2011年に発表された「プラスチックスープの海」¹⁰⁾の著者チャールズ・モア氏は、1997年に浮遊プラスチックが集中してプラスチックスープのように見える海域「太平洋ごみベルト」の危険性に気づき、専門家とともに調査航海を開始し、2000年には海水中のマイクロプラスチックの重量がプランクトンの6倍にもなることを発表した。2008年にはワシントン大学で海洋マイクロプラスチックの最初のワークショップが開催され¹¹⁾、2011年にはホノルルで開催された第5回国際海洋ゴミ会議でマイクロプラスチックがテーマとして取り上げられるなど、海洋汚染の重大なファクターとして認知が進んだ¹⁰⁾。2010年以降は欧米において、海洋マイクロプラスチックに関する学術会議や論文が増加している。

2016年1月ダボス会議(世界経済フォーラム)において、「2050年には海洋中のプラスチック量が魚の量以上に増加する」¹²⁾という試算が公表され、同年5月に開催された伊勢志摩サミットでも海洋ゴミへの対処について確認された。翌2017年7月のG20ハンブルク・サミットにおいて「G20海洋ごみ行動計画」の立ち上げに合意、2019年のG20大阪サミットで2050年

までに新たな汚染をゼロとする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有された。このビジョンは2022年3月現在、87の国と地域が共有している¹³⁾。

1.2 マイクロプラスチックの定義

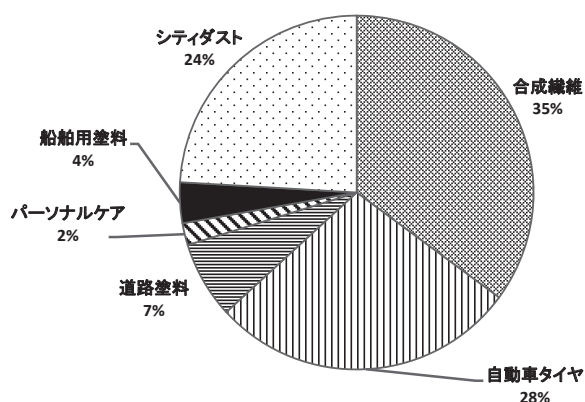
一般的に、直径5mm未満のプラスチック粒子またはプラスチック断片をマイクロプラスチックという。サイズの下限についてはコンセンサスがなく、最近ではナノサイズのプラスチック粒子をナノプラスチックと呼び、ナノプラスチックによる環境リスク評価も始まりつつある¹⁴⁾。マイクロプラスチックは、プラスチックの製造、輸送、使用中および使用後などバリューチェーン全体を通じて発生する。マイクロプラスチックの生成には2つの主要な経路があり、一次と二次に分類される。

一次マイクロプラスチックは、最初からマイクロサイズで環境中に放出されるものを指す。国際自然保護連合(IUCN)は2017年に一次マイクロプラスチックの定義を「微粒子の形で環境へ直接放出されるプラスチック」とし、その発生源を①合成繊維、②自動車タイヤ、③道路塗料、④パーソナルケア製品と化粧品、⑤プラスチックレジネレット(未加工のプラスチック小粒)、⑥船舶用塗料、⑦シティダスト、と7つのカテゴリーに分類している。加えてマイクロプラスチックは農業を含む多様な発生源からも生じる¹⁵⁾。

二次マイクロプラスチックは、プラスチック製品がマクロサイズ(5mm以上)で環境に流入し、環境中で、紫外線、熱、風波などの物理的な力により破碎され細片化したものを指す。発生源の典型的な例として、廃棄された漁具、散らかったプラスチック包装、埋め立て地からの損失、管理が不適切なプラスチック廃棄物などがある。海洋中のプラスチックゴミやマイクロプラスチックは海洋で浮遊し、海流に乗って大洋を漂流して拡散しながら海流や渦蓄積して濃度が特に高い地点(ホットスポット)を生じる^{16,17)}。「プラスチックスープの海」¹⁰⁾の著者チャールズ・モア氏が記載した浮遊プラスチックが集中してまるでプラスチックスープのように見える海域「太平洋ごみベルト」はその一つである。

1.3 一次マイクロプラスチックの発生源と用途

一次マイクロプラスチックの代表的な発生源と用途^{18, 19)}を国際自然保護連合(IUCN)の一次マイクロプラスチックの定義¹⁵⁾に従って概説する。またIUCN(2017)の報告で示された世界の海洋流域に流入する一次マイクロプラスチック総量に占める割合を図表1に示す。



図表1 世界の海洋流域に流入する一次マイクロプラスチック総量に占める割合 IUCN(2017)より

①合成繊維

合成繊維は強度、耐水性、耐薬品性、防黴性などに優れており、製法によって様々な形の断面を持つ糸を作ることが可能なため、単独または天然繊維と組み合わせて使用される。通常の着用時の摩擦や洗濯によって繊維が抜け落ちるが、それが合成繊維の場合はマイクロプラスチックとなる。ヨーロッパ、アメリカ、カナダ、中国では水域で検出されるマイクロプラスチックに占める化学繊維の割合が高いことが報告されているが、日本の水環境ではその寄与は小さい²⁰⁾。

②自動車タイヤ

走行中の車両タイヤの摩擦により、天然ゴムと合成ゴムの混合物からなるゴム粒子が放出されマイクロプラスチックとなる。ブレーキパッドもまたマイクロプラスチックの発生源となる。これらの粒子は、風や雨によって道路から洗い流され、最終的には道

路脇の土壌、廃水、または直接地表水に流れ込む。

③道路塗料

車線区分や駐車スペース、空港滑走路などの道路標示は、道路塗料の風化や摩耗によってマイクロプラスチックを放出する。

④パーソナルケア製品と化粧品

一次マイクロプラスチックのうち、化粧品の洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として配合されている球状のものをマイクロプラスチックビーズもしくはマイクロビーズと呼ぶ。後述するように、すでに多くの国々でこの用途のマイクロプラスチックの使用は禁止となっている。

洗浄用以外のパーソナルケア製品や化粧品にもマイクロプラスチックが幅広い目的で添加されている。プラスチックは粒子の大きさと分布、硬度、形状、屈折率などの調整が容易であることから、粉末製品においてソフトで軽い心地よい使用性を実現したり、光の反射を制御して仕上がりを自然に見せたりする用途で使われている。またまつ毛にボリュームを与える、長く美しく見せるマスカラの繊維や、メーカーに美しい色味を与える成分としても使われる。サンスクリーン製品には、紫外線吸収剤や散乱剤の独特の使用感を改善し、使いやすさを向上させるために使われているが、製品の効果および使いやすさを向上させることで日焼け、光老化、皮膚がんなどのリスク低減に貢献し、Quality of Lifeの向上につながる重要な構成成分である。

⑤プラスチックレジンペレット

プラスチックを成形する際に原料として用いられるプラスチックレジンペレットは、一般的に直径数mmの円筒型か、もしくは円盤型のプラスチック小粒であり、一次マイクロプラスチックに分類される。製造、輸送、リサイクル中の事故により、ペレットが誤って廃水や環境に流出する(非意図的)ことで環境中へ放出される可能性がある。

トルコにおける化学物質規制 ～トルコ REACH (KKDIK)・トルコ CLP (SEA)の 要点と企業に求められる対応について～

佐藤ケミカルサービス(株) 代表取締役
佐藤 良守 (さとう よしもり)

はじめに

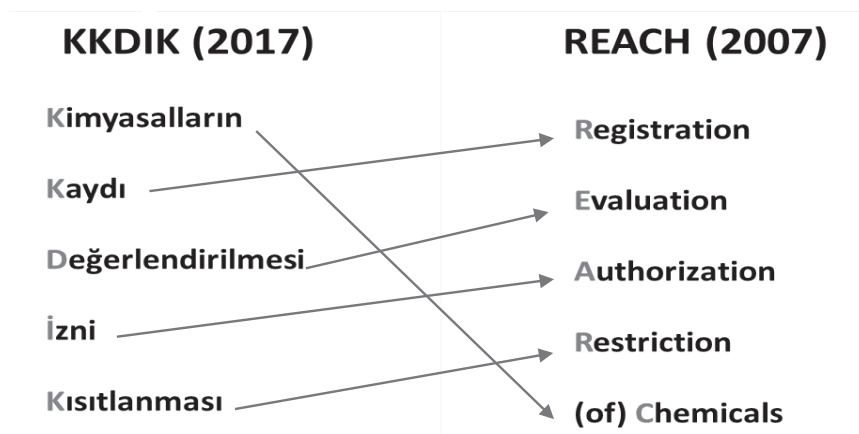
KKDIK 規則は欧州連合(EU)の化学物質管理規則 (REACH 規則)と調和するために制定され、2017 年 12 月 23 日に発効・施行された化学物質規制であり、トルコ語の「Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals」の頭文字を取って KKDIK と称されている(図表 1)。所轄当局は MoEU (Ministry of Environment and Urbanization: 環境都市計画省)になる。

KKDIK 規則 立法文書:

https://kimyasallar.csb.gov.tr/uploads/file/EN_KKDIK.pdf

SEA 規則も同様に EU の CLP 規則をトルコ語表記にしたもので、こちらは 2013 年 12 月 11 日に施行されている。

各々の規則については、完全な複製ではないものの、全般的に EU 規則の原則を採用しており、EU REACH 規則および EU CLP 規則の対応を経験している担当者であればさほどまごつく事はないものと思われるが、本稿では特に 2023 年 12 月末までに完了させるべき本登録に向けた動向と、KKDIK 規則特有の問題を中心に述べてみたい。



図表 1 KKDIK vs REACH

1. KKDIK 規則

1.1 トルコにおける新規物質と既存物質

EUと同様にKKDIK規則においては新規物質と既存物質の区別はない。あるのは、登録済み物質と未登録物質の区別のみである。

※ EC番号の付与されていない物質やKKDIK未登録の物質を新規物質と考える事は可能だが、“既存物質＝登録不要”ではない事を考えると、KKDIK規則コンプライアンスの観点からは自社の物質を新規か既存かで切り分ける事にあまり意味はない。

登録済みの考え方については、「自らのサプライチェーンにおいて」登録されていなければならない点もEU REACH規則同様である。他社の登録にただ乗る事(いわゆるFree rider)はKKDIK規則においても許されない。

1.2 予備登録およびいわゆる

Late-preregistration(遅延予備登録)

予備登録自体は2020年12月31日で締め切られている。また、KKDIK規則においてLate-preregistrationという言葉はないが、いわゆるLate-preregistrationという位置付けとしては、2020年12月31日以降初めてトルコに上市する場合の予備登録が許されている。しかし、あくまでも「初めて上市する場合」という点に注意が必要である。

上記の理由から、Late-preregistrationの期日は明記されていないものの、本稿執筆時(2022年3月)でもKKDIK規則オンラインシステム上での予備登録は可能であるが、当局は全ての予備登録日をチェックする事が可能なので、仮に既に1t/y以上上市していたにもかかわらず現時点で予備登録を提出した場合、後日指摘される可能性はゼロではない(当然しないほうがよい)。

現時点でEU REACH規則における26条照会(Article 26 Inquiry)に相当する手続きのアナウンスはなく、KKDIK規則においては既に予備登録されているか、

もしくは新たに1t/y以上上市する物質は上述のLate-preregistration的対応において、どちらのケースでも当該物質のSIEF(Substance Information Exchange Forum)に参加する事になる。

1.3 本登録

1.3.1 全体像

2020年12月31日までに予備登録を行った1t/y以上製造または輸入される物質については、取得した予備登録番号にて2023年12月31日までそれらの活動を継続する事ができる。2024年1月1日以後は本登録をしていない物質についてトルコ国内での製造、輸入はできなくなる。

EU REACH規則と同様に1-10 t/y, 10-100 t/y, 100-1,000 t/y, 1,000 t/y以上の各トン数帯に応じたデータが求められるが、全てのトン数帯について上記の本登録締切日が適用される事に留意する必要がある。

10 t/yを超える物質の登録には化学物質安全性評価書(Chemical Safety Report:CSR)が求められるのもEU REACH規則と同様である。登録の全体像を図表2に示す。

付属書IX以上で求められる試験データは、実施前に試験提案を提出してMoEUとのディスカッションにより決定されるというところも、EU REACH規則40条(試験提案の審査)によるECHA(欧州化学品庁)とのディスカッションが必要な点を踏襲している。

登録はKKDIK規則におけるオンラインシステムであるKKSを通じて行われる(図表3)。登録文書がKKSシステムを通じて提出され当局への登録費用が支払われた後で、3週間の待機期間がある。この3週間の後、省は登録文書を査定し登録番号を割り当てている。査定期間は通常登録文書あたり3週間から4週間程度と言われている。もちろんこれは登録文書が省によって受理された場合であり、指摘事項等がある場合、省はシステムを介してメッセージを発信して修正する期限を与えるが、これはEU REACH ITと同じである(図表4)。

図表 2 登録パターンと要求情報

対象物質	年間製造・輸入数量	情報およびデータ
厳しく管理された単離中間体*	1 t以上	既存データのみ
厳しく管理された輸送を伴う単離中間体*	1 t以上	既存データのみ
	1,000 t以上	付属書VII
上記以外の物質	1-10 t	付属書VII (付属書IIIの基準を満たさない場合は付属書VII規定の物理化学性状データのみ)
	10-100 t	付属書VIIおよびVIII
	100-1,000 t	付属書VII, VIIIおよびIX
	1,000 t以上	付属書VII, VIII, IXおよびX
	年間 10 t以上の物質については CSRの提出が求められる	

* 中間体については 1.4.4 で述べる。

詳細については KDDIK 規則参照:

SECOND PART (Registration of Substances) / FIRST SECTION (Information requirements and general Obligation to Register) / Article 11 (Information to be submitted for general registration purposes)

要求情報詳細は付属書参照:

KKDiK_EKLER_iNG_29112019.DOCX (https://kimyasallar.esb.gov.tr/uploads/file/KKD%C4%B0K_EKLER_%C4%B0NG_29112019.DOCX)

DUYURULAR

- Atık İşleme Tesislerinde Doldurulacak EKÖK Anketi** 9.8.2021

Entegre Kirlilik Önleme ve Kontrol (EKÖK) çalışmalarını kapsamında atık işleme tesislerinin faaliyet kapsamı ve kapasitelerine yönelik hazırlanan ve doldurulması zorunlu olan ankete aşağıdaki bağlantı adresinden ulaşabilmektedir...
- Başvuru Formları Geçerlilik Süresi** 18.2.2020

Başvuru formlarının, formda belirtilen tarihten itibaren 30 gün içinde Çevre ve Şehircilik İl Müdürlüğüne teslim edilmesi gerekmektedir. Formunda belirtilen tarihten itibaren 60 gün içinde sonuçlandırılmayan başvurular iptal edilecektir.
- EÇBS Uygulamalarının (Atık Yönetimi, E-İzin Vb.) İletişim Bilgileri** 8.4.2019

EÇBS Uygulamalarının (Atık Yönetimi, e-İzin vb.) İletişim Bilgileri

TÖM DUYURULAR



Entegre Çevre Bilgi Sistemi
v3.2.298



図表 3 KKSポータル(言語はトルコ語)

～ 各社の化学物質管理 ～

第70回

活材ケミカル株式会社における
化学物質管理の取組み

活材ケミカル(株) 企画開発室
品質保証担当部長 大槻 敬 (おおつき けい)

はじめに

活材ケミカルは、三井化学株式会社を筆頭に化学系製造販売会社ならびにリサイクル会社を株主とする化学専門の商社として1976年9月に発足いたしました。

化学プラントから発生する副産物の有効活用を皮切りに取り扱い商材を拡大し、ウレタン系の原材料や誘導品ならびに副資材あるいは工業薬品等の化学製品類の販売を中心に事業拡大に努めてまいりました。

また最近では、品質の向上が著しい中国を中心とするアジア地域からの化学製品類等の輸入商材の販売に力を注いでおります。

三井化学株式会社グループの一員である活材ケミカルは、法令・ルールの遵守を優先し、活材ケミカルが独自に保有する情報と取り扱い商材ならびに活材ケミカル株主各社からの高度で豊富な情報の提供を通じて、お取引先様が抱えられる各種問題の解決に向けた

ソリューションプロバイダーとしてお取引先様の持続的発展に貢献したいと考えております。

・ 会社概要

1976年9月に三井日曹ウレタン株式会社、光和精鉱株式会社及び森六商事株式会社3社による共同出資により『東亜活材株式会社』として創立し、1978年10月に社名を現在の『活材ケミカル株式会社』に変更した。

社名は、三井化学株式会社系列の化学プラントから発生する副産物を新たに材料として活用するという活材ケミカル設立の目的に由来している。

取り扱い商品は、ウレタン関連商品、化学品関連商品、リサイクル、輸出入商品の4つに分けられ、以下の主な商品を取り扱っている。

＜ウレタン関連商品＞

ウレタン原料:イソシアネート、ポリオール
硬化剤、加工品(誘導品)

グラウンド材(全天候ウレタン舗装材):陸上競技場などの全天候ウレタン舗装材の原料

<化学品関連商品>

アンモニア・ソーダ工業薬品、無機薬品、石油化学基礎製品、有機ハロゲン化合物、脂肪族系有機薬品、芳香族系有機薬品、複素環状系有機薬品、表面処理剤、芳香族系有機薬品、各種合成樹脂、添加剤(樹脂添加剤)、合成ゴム、塗料・接着剤、天然薬品・鉱産物

<リサイクル>

有機溶剤等の再生、再資源化への提案(3Rの推進)
有害物質の無害化(塩素系有機溶剤など)についての提案
難処理物(微量PCB含有物など)の最適処理についての提案

<輸出入商品>

ポリオール類、イソシアネート類、硬化剤類、各種プレポリマー類

活材ケミカルの組織は、ウレタン関連商品及び化学品関連商品を取り扱うウレタン・化学品G、リサイクルを取り扱う環境ソリューションG、管理室及び企画開発室から構成されており、化学物質の法対応などの化学物質への対応は企画開発室が中心となっている。

1. 化学物質管理の方針と実施内容

活材ケミカルは環境・安全・品質方針を次のように掲げている。

[基本方針]

活材ケミカルは、三井化学グループの一員として、三井化学株式会社の基本方針に従って行動する。

[重点項目]

活材ケミカルは基本方針に基づき、次の課題を重点とする。

1. 環境

- 1) 各社の廃棄物削減活動を支援し、リサイクル推進及びゼロエミッションに貢献する。
- 2) 省資源・省エネルギーに努める。

2. 安全・労働衛生

- 1) 通勤・交通災害防止に努める。
- 2) 職場環境と社員の健康確保を支援する。
- 3) 化学物質の取り扱いの知識を高め、顧客への情報提供を行い安全確認と事故防止に努める。

3. 品質

- 1) 納入品の品質確保に努め苦情発生時はサプライヤーと協力して、迅速なる苦情処理を実施する。
- 2) 顧客の要望をサプライヤーに的確に伝えて改善を実施する。

重点項目の中で化学物質は2.の3)に関わる。このように活材ケミカルでは、三井化学株式会社の基本方針に基づいて化学物質の管理方法を規定しており、販売等の取り扱いを実施するにあたっては活材ケミカルの『化学物質管理規則』を規定して管理を行っている。

新規商品を取り扱う場合、商品SDS、商品ラベルや商品の化学物質安全性に関する情報等を入手し、『新規商品法令チェックリスト』*で承認され、『商品マスター』に必要事項を登録終了するまで販売することができない。

*『新規商品法令チェックリスト』は、新規商品を取り扱う前に適用法規等の化学物質関連法規を確認するワークフローであり、毒物・劇物等に該当しているかどうかの確認を行うものである。以上について社長承認を得て、当該新規商品を販売することができるようになる。